

現状・課題

紛争下の女性・女兒が受ける不均衡な影響を認識し、女性を国際的な平和と安全保障の対等な主体として捉えた安保理決議 1325 号女性・平和・安全保障(WPS)が 2000 年に採択された。この決議に基づき、2018 年 11 月までに国連加盟国の 40%となる 79 か国が WPS 国家行動計画を策定した¹。決議 1325 号には、紛争予防、紛争解決、和平プロセス、平和維持、平和構築、人道支援、復興に至るすべての段階と分野にジェンダー分析に基づくニーズを反映し、かつ、平等で意味のある女性の参画が含まれる。また、紛争下の性的暴力に対応をすべく、安保理決議 1888 号によって紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表の任命、同代表の事務所の設置から今年で 10 年の節目を迎える。2018 年にコンゴ民主共和国の紛争下の性的暴力被害者支援に長年関わってきたデニス・ムクウェゲ医師と、イラクのヤジディ教徒で ISIL による性的暴力被害のサバイバーとして紛争下の性的暴力撲滅の活動をしているナディア・ムラドさんが、ノーベル平和賞を受賞したことも、改めてこの問題について世界の関心を高める契機となった。

安保理では 2016 年から市民社会の非公式専門家による定期的なブリーフが始まり、政策と現場をつなげる努力がなされており、PKO ミッションの、ジェンダー・アドバイザーの配置の増加及び紛争下の性的暴力に対応する「女性保護アドバイザー」の設置など、具体的な進展が見られた分野もあった。また、国連の場以外でも 2018 年の G7 外相会合で G7WPS パートナシップ・イニシアティブが発足し、G7 がパートナー国の WPS アジェンダ実施を支援することとされた。2020 年で決議 1325 号採択から 20 周年を迎えるにあたり、国際社会が今後ますます WPS アジェンダ実施に力を置くことが見通されている。

一方で、国内避難民・難民の増加²や紛争下の性的暴力は過去 5 年連続で増加している。また、世界各国での政情不安、暴力的過激主義や内戦も依然として多く、課題は広範囲かつ複雑化し、政策と実施の現場にギャップが存在し、これらに対応するはずの WPS アジェンダも、効果的に機能していない。例えば、和平交渉への女性参画は微増したのみで、その後の復興過程において政策決定をする場に女性リーダーや議員の数が少ない。行動計画を策定したが、予算がつかず実施されていないこと、国際社会の支援においてもジェンダー平等や WPS アジェンダ実施を主とした支援事業が極端に少ないことなども一例である。また、停戦や和平合意、紛争後の性的及びジェンダーに基づく暴力が止まらない一方で、PKO ミッションで軍人や警察の女性登用は少ない(軍人:4%、警察:14%)。加えて現地の軍・警察や司法分野に女性登用は少なく、治安部門や司法制度の能力不足により性的暴力加害者の不処罰が続き、性的暴力が繰り返されている。

多くの調査報告がジェンダー平等と紛争予防に直接の相関関係があることを指摘しており³、国際社会、政府、人道支援や開発援助機関、NGO・市民社会等、様々な立場と視点から WPS アジェンダ実施、女性の参画を確実にした紛争予防、平和構築に向けて、力を結集することが求められている。この課題は、SDGs 目標 5(ジェンダー平等)及び目標 16(平和と公正)に密接に関連している。

論点

- 和平交渉やその後の国作りのための意味のある女性の政治参画を増やす上で何が障壁となっているか。どのように障壁を取り除いたらよいか。
- 政府と市民社会は WPS アジェンダの実施をどのように補完し合いながら推進していけるか。
- WPS アジェンダ実施に向けて男性の関与をどう促進していくか。好事例と提案。
- 紛争下の性的暴力を防止するには、紛争当事国、ドナー、国際機関、NGO、民間企業はどのようなことができるか。
- 性的暴力加害者の不処罰をなくすために、治安部門、司法部門の能力向上、ジェンダーへの認識向上を図るためにはどうすればよいか。

¹ See Peace Women website <https://www.peacewomen.org/member-states>

² Office of the United Nations High Commissioner for Refugees, *Global Trends: Forced Displacement in 2017*(Geneva, 2018)

³ See (S/2017/861) and (S/2018/900)